平成２３年（フ）第２３８号
佐賀県西松浦郡有田町中樽３丁目11番14号
債務者　川口　大介
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１３号
佐賀県伊万里市東山代町長浜1820番地１
債務者　金子　真希
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２０号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田乙5073番地４
債務者　渕野　　昇
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２８号
佐賀県伊万里市東山代町東大久保1918番地２
債務者　平嶋　朝子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１５号
宮崎県都城市平江町26号30番地、前住所宮崎県北諸県郡三股町大字樺山6359番地３
債務者　秋廣香奈枝
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２１号
鹿児島県大島郡和泊町大字和泊６番地２、旧住所鹿児島県霧島市国分広瀬320番地９
債務者　武田　国拓
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１７２２号
大阪市淀川区西宮原２丁目５番46―1131号
債務者　清水　紀子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目17番10号　レスポワール35　502号
債務者　大越理加こと　大越　百利
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８５号
沖縄県那覇市楚辺１丁目５番７号
債務者　中重　麗子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９１号
沖縄県那覇市字仲井真77番地10　森ビル101
債務者　島袋　永治
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９８号
沖縄県浦添市大平２丁目８番14―101号やよい荘
債務者　屋嘉　直喜
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１００号
沖縄県浦添市西原４丁目１番５―301号キャッスル野原
債務者　平安山明彦
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１１号
沖縄県豊見城市字上田72番地
債務者　宮里　　司
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１４号
沖縄県那覇市松山１丁目３番18―1203号　フォレシティー松山
債務者　河部久美子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２号
石川県能美市大浜町ク58番30
債務者　中川　スミ
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１２１号
兵庫県尼崎市大庄北１丁目12番４号、前住所兵庫県尼崎市立花町１丁目19番40―402号
債務者　田原　雅博
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２２号
兵庫県西宮市日野町６番18号　若葉荘105号、前住所兵庫県西宮市上之町23番19―401号
債務者　山口　直子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３号
山口県宇部市大字東須恵1036番地４
債務者　後河内敏之
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所宇部支部